

平成 26 年 6 月 5 日

公正迅速裁判請求権侵害事件
平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件
原告 岩崎 信
被告 延岡市
宮崎地方裁判所延岡支部

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

抗 告 状

抗告人 岩崎 信
住所 〒889-0102 宮崎県延岡市北川町長井 4940 (送達場所)
電話 080-3940-1814
Fax 0985-68-3032

頭書事件、について、平成 26 年 5 月 17 日付、期日指定申立書に対する却下決定が 6 月 5 日に口頭でなされたので、抗告する。

(原決定の表示)

主文

- 1 本件申立を却下する。

抗告の趣旨

1. 原決定を取り消す。
との趣旨の決定を求める。

抗告の理由

1. 抗告人は、平成 26 年 2 月 25 日付求裁判状訂正書を提出したところ、5 月 7 日の口頭弁論期日中に、訴えの変更は許さない旨の決定があった。
2. 抗告人は、平成 26 年 5 月 17 日付、期日指定申立書を提出したが、決定通知がないので、6 月 5 日に電話で問い合わせしたところ、書記官から却下通知があった。
3. この却下決定は国民の基本権、裁判請求権を侵害するものである。憲法 32 条、民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条違反である。裁判の迅速化に関する法律第 1 条、2 条、6 条違反である。民法 1 条信義則違反である。

4. 期日指定申立書の中で、「訴えの変更が許されないとされる部分については、民訴法 133 条規定の訴えの提起とみなされる（憲法 32 条、民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条）ので、民訴法 139 条及び民訴規則 60 条の規定により、速やかに口頭弁論期日の指定を求める。」と述べているにもかかわらず、期日を指定するための手続きを進めないことは抗告人の裁判を受ける権理、公正迅速裁判請求権を侵害するものである。民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条、憲法 32 条違反である。
- 却下決定、及び却下理由を速やかに通知しなかったことは、信義則違反である。民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条、憲法 32 条違反である。
- 却下決定書を送達しなかったことは、抗告人の法的審尋請求権を侵害するものである。民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条、憲法 32 条違反である。

よって、抗告の趣旨に記載したとおりの決定を求める。

以上